

労働災害防止に対する取り組み状況の紹介 豊岡工事事務所において〔建設労働災害防止安全対策講習会〕が開催される



事故調査委員会では、平成10年度の発生事故が、過去最悪の発生件数を記録した平成9年度を上回るペースであることに鑑み、緊急的に各事務所で開催される工事安全協議会等の場で本局が〔建設労働災害防止安全対策〕について講義することにより、現場における安全管理の一層の徹底を図ることになりました。近畿地建管内における第1回目の取り組みとして、2月2日（火）に豊岡工事事務所において、事務所発注工事の請負業者等約250名の参加により「公共工事等の最近の動向」と題して工事安全協議会が開催されました。

当日は、豊岡工事事務所の副所長から「豊岡工事事務所における工事現場の事故発生」について、事故事例の説明と再発防止対策等の講義がされ、また、労基署から講師を招き、「但馬地域における労働災害発生状況」について、但馬地方での事故事例、労基法関連条項等の内容について説明を頂きました。

また、本局からは技術調整管理官（近畿地建 事故調査委員会委員長）が出向き、「公共工事の最近の動向」及び「平成10年度の事故発生状況と再発防止対策」等について、安全意識の高揚と現場における安全管理の一層の徹底を図ることなどについて指導がありました。

豊岡工事事務所管内では、今年度、既に3件の事故が発生していますが、今後は労働災害等の皆無を目指し、安全管理対策を強化するなど、より一層の安全施工に努めています。

豊岡工事事務所以外の〔建設労働災害防止安全対策講習会〕の開催状況

- | | | |
|---------|----------------------|----------|
| ・ 1月29日 | 福井工事事務所（敦賀国道維持出張所管内） | 講師等事務所対応 |
| ・ 2月4日 | 姫路工事事務所（小野出張所管内） | 〃 |
| ・ 2月10日 | 福井工事事務所（油坂監督官管内） | 〃 |
| ・ 2月19日 | 大和川工事事務所（管内） | 本局より講師 |
| ・ 2月23日 | 飛鳥国営公園出張所（管内） | 〃 |
| ・ 2月26日 | 猪名川工事事務所（管内） | 〃 |
| ・ 3月5日 | 猿谷ダム管理所（管内） | 講師等事務所対応 |

労働基準法が改正されます

労働基準法は、制定以来多岐にわたり改正がされてきましたが、今回、下記項目が改正されますので、その概要について紹介します。

①労働契約期間の上限（第14条）

一部の労働者について労働契約の上限期間が3年に変更されました。

②労働条件の明示（第15条）

労働契約の締結に際し、書面で明示しなければならない事項が追加されました。

③退職時の証明（第22条）

労働者が退職する場合において、証明書に「退職事由」が追加されました。

④1カ月単位の変形労働時間制（第32条の2）

1カ月単位の変形労働時間制を、就業規則等の他に労使協定でも導入可能になりました。

⑤1年単位の変形労働時間制（第32条の4・第32条の4の2）

実施要件、対象労働者等の見直しがされました。

⑥一斉休憩（第34条）

労使協定で適用除外になりました。

⑦時間外労働と激変緩和措置（第36条）

時間外労働の上限基準について法文上に規定根拠をおく女性の時間外労働規制解消に伴う激変緩和措置の策定が行われました。

⑧裁量労働制（第38条の4）

新たな裁量労働制の創設が行われました。

⑨年次有給休暇（第39条・第72条）

有給休暇の付与日数が増加されました。

⑩就業規則（第89条）

別に規則を定めることができる事項に関する制限が廃止されました。

⑪紛争の解決の援助（第105条の3）

都道府県労働基準局長は紛争解決の援助ができるようになりました。

⑫法令等の周知義務（第106条）

労使協定等の労働者への周知が義務づけられました。

⑬最低年齢の引き上げ 他（第56条）

労働者の最低年齢が引き上げられました。

- ・⑪は平成10年10月1日より施行済み
- ・⑩と⑬は平成12年4月1日より施行予定
- ・上記以外の10項目は平成11年4月1日より施行予定

今年度・既に7件の死亡事故発生（80才以上の高齢者は2人目）

1月の事故速報（平成11年1月31日現在）

発生日時	発生場所	事故の状況
1月10日 14:00	大阪府	道路工事に伴う擁壁工事のため、登坂車線を防護柵等により終日交通規制していたが、登坂車線を走行中の一般車両が規制を認めて走行車線へ車線変更しようとしたところ、走行車線を他の車両が併走していたため、車線変更できずに防護柵に接触し、反動で反対車線を横切りガードレールに衝突した。また、破損した防護柵に後続の一般車両が接触し、一般車両左後部が破損した。 〔物損（防護柵、ガードレール等損傷）〕
1月13日 10:40	滋賀県	雪寒作業のため、片側交互通行規制して道路除雪作業中、一般車両を誘導中の交通整理員が停止合図を出したが、一般車両が停止合図に気付かず直進し、交通整理員をはねた。 〔打撲（肩・腰・足） 全治1週間〕
1月13日 16:35	兵庫県	橋梁下部工事において、基礎杭の施工をクローラクレーン（65t吊）により作業中、フックの過巻防止の安全装置を確認せずケーシングの引抜作業を行い、旋回して前進しようとしたため、フックが過巻状態になりブーム（ブーム長21m）が直立し、クローラクレーンの後方で駐車していたコンクリートミキサー車（4t）の上に倒れ、ミキサー車が全壊した。なお、ミキサー車及びクローラクレーン運転手に被害はなかった。 〔物損（トラックミキサ（4t）破損）〕
1月15日 14:30	奈良県	ダム建設工事において、ダム本体コンクリートをケーブルクレーン（20t：6㎡バケット）で打設作業中、信号士によるバケットの振れ止め指示のタイミングがずれたため、バケットが放流管設置用足場に接触し、足場の一部が損傷した。 〔物損（足場損傷）〕
1月24日 3:40	京都府	歩道整備工事において、夜間作業を終了し、材料置場で待機していた作業員が突然倒れ、救急車にて病院へ搬送したが、約1時間後に急性心不全により死亡した。 〔急性心不全 死亡〕
1月26日 14:30	三重県	橋梁塗替工事において、仮設資材の一部を横断歩道橋下の未供用箇所へ集積して搬出作業を行っていたが、ユニック車（10t）の運転手がブームを上げた事を忘れ、ブームを上げたまま走行したため、横断歩道橋の高欄部（路面からの高さ：8.2m）に接触し、損傷させた。 〔物損（横断歩道橋高欄部損傷）〕
1月27日 8:00	京都府	道路改良工事において、歩道上に駐車していた作業車（4tトラック）が、車道に出るために後進した際、道路を横断するため信号待ちをしていた自転車（第三者：86才）に衝突したため、自転車（第三者）が転倒して負傷し、翌日に死亡した。 〔骨盤骨折、出血性ショック 死亡〕
1月28日 17:30 18:30	兵庫県	光ケーブル布設工事において、当日の作業を終了し、翌日の工事に支障となる一般車の駐車等を防ぐために、高架下の歩道の乗入防止ポスト間にロープを設置していたところ、走行中の自転車（第三者）がロープに気付かずに直進し、ロープに接触して転倒した。なお、約1時間後にも同じように自転車（第三者）がロープに接触し、負傷している。 〔歯牙歯冠部破折 全治2ヶ月、右大腿打撲血腫 全治10日間〕